

地域支援事業の今後の展開について

平成29年8月19日

島原地域広域町村圏組合
地域包括支援センター運営協議会

※島原地域広域市町村圏組合を「島原広域」と表現しています。

(1) 地域包括ケアシステム

ア 地域包括ケアシステムの推進の方針

ア 地域包括ケアシステムの推進の方針

地域包括ケアシステムについては各市の作成するロードマップに基づき取り組むこととする。「長崎県の地域包括ケアシステム評価シート」の各項目の採点が5段階で行われているが、そのうち、

△：目標の半分程度できている 0.5点

◇：一部できている(目標の1/4程度) 0.25点

×：ほとんどできていない 0点

の項目を中心に取り組み、島原広域で取組む項目については、第7期期間中に

◎：できている(目標まで達している) 1点

○：概ねできている(目標の3/4程度) 0.75点

のみとなるよう取り組む。

<参考>

平成29年7月提出分の長崎県地域包括ケアシステム評価シート(確定版) 78項目のうち、介護関連の項目において、△、◇、×のついた項目数

	島原市	雲仙市	南島原市
A 医療		1	1
B 介護			
C 保健予防			
D 住まい	1		1
E 生活支援・見守り等		1	1
F 専門職・関係機関のネットワーク			
G 住民参画(自助・互助)			
H 行政の関与・連携	2	3	4
計	3	5	7

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業

ア メニューのあり方について

ア メニューのあり方について

介護予防・生活支援サービスについては、

- (1) 通所型、訪問型サービス(現行相当)については、交付金の上限額を超えない範囲で、継続して取り組む。
- (2) 訪問型サービスの多様なサービスに取り組む。

一般介護予防事業については、

- (3) ○島原広域直営の介護予防教室等(一部委託を行う)
 - 自主グループ立上げ支援
 - 介護予防ファンクラブ
 - ボランティア活動支援
 - 構成市が取り組む介護予防教室等への委託などを行う。

目標については、参加者数の数値目標ではなく、構成市や社会福祉協議会などが行っている介護予防教室や自主サークル等の活動場所等を把握、分析したのち、高齢者が参加しにくいエリアを中心に、教室を展開することとする。

上記(1)

現状・・・訪問型サービス(現行相当)と通所型サービス(現行相当)(平成28年度までの介護予防訪問介護と介護予防通所介護)については、原則として従前と同じ単価で取り組む。

ただし、事業費が国の交付金の上限を超えるものと見込まれる場合は、見直しを検討する。

上記(2)

現状・・・訪問型サービスAについては、「10分訪問」を平成29年度中に開始予定としている。第6期中の訪問型サービス(現行相当)における訪問の単位について、「20分未満」が新設されたため、通常のサービスで短期訪問が対応しやすくなった。

訪問型サービスCについては、島原広域直営で取り組んでいる。

上記(3)

現状・・・現状は列記した5つの取組のうち、「○広域直営の介護予防教室等」以外は取り組んでいる。

「広域直営の介護予防教室等」については、平成29年度当初に介護予防生活支援サービス事業として取り組んでいる「貯筋教室」や「筋トレ型教室」を平成29年11月から一般介護予防事業に移行し、事業対象者から元気な高齢者まで幅広く対応できるものとして取組み、介護予防を行う高齢者のさらなる確保を目指すことを検討している。

(3) 地域包括支援センター

- ア 評価について
- イ サブセンターについて
- ウ 地域包括支援センター休日時の相談体制について

ア 評価について

国の評価指標に島原広域独自指標を加え、地域包括支援センターの評価を実施する。

<評価を行う根拠法令>

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号。以下「改正法」という。)においては、市町村や地域包括支援センターは、地域包括支援センターの事業について評価を行うとともに、必要な措置を講じなければならないものとした。(介護保険法第115条の46関係)

具体的には、国において、全国で統一して用いる評価指標を策定し、全国の市町村及び地域包括支援センターを比較評価することを可能とすることで、個々の地域包括支援センターの業務の状況や量等の程度を市町村が把握し、これを地域包括支援センター運営協議会等により、評価・点検できる仕組みの構築を予定している。

(平成29年7月3日全国介護保険担当課長会議資料より抜粋)

イ サブセンターについて

島原市地域包括支援センターの、有明サブセンターを廃止する。

<廃止の理由>

島原市域は、雲仙・南島原市域と比較し面積が狭く、サブセンターの利用者が少ない。

有明サブセンター 新規 総合相談集計

	電話	来所	訪問	小計	
H23(6月～開所)	15	51	1	67	
H24	15	55	0	70	
H25	15	48	0	63	
H26	29	28	2	59	
H27	22	43	0	65	
H28	15	35	0	50	総計
H29(～H29.7.31現在)	7	14	0	21	395

来所件数をみると、第6期期間は43件、35件と減少傾向であり、

平成27年度:5.6日に1人、平成28年度:6.8日に1人、平成29年度:5.7日に1人

というペースである。また、訪問件数もないことから訪問時間短縮の役割もない。

そこで、有明サブセンターを廃止し、すべて本所で対応しても、電話対応や訪問により島原市内の他地域と同レベルのサービスが提供できると考えられるため、事務効率化の視点もあわせ、廃止しようとするものである。

ウ 地域包括支援センター 休日時の相談体制について

転送電話による受付を行う。

現状どおり。

(4) 在宅医療・介護連携推進事業

ア 在宅医療介護連携推進事業の今後の展開

平成29年8月

ア 在宅医療介護連携推進事業の今後の展開

国が示す在宅医療・介護連携推進事業で行うべき8項目(ア)～(ク)について、運営協議会(以下「協議会」という)と在宅医療・介護連携推進センター(以下「センター」という)において、取り組む。

評価については、長崎県の地域包括ケアシステム評価シートを用いる。

在宅医療・介護連携 推進事業の事業項目

- (ア) 地域の医療・介護の資源の把握
- (イ) 在宅医療・介護連携の課題と抽出の対応策の検討
- (ウ) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
- (エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援
- (オ) 在宅医療・介護関係者に関する相談支援
- (カ) 医療・介護関係者の研修
- (キ) 地域住民への普及啓発
- (ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

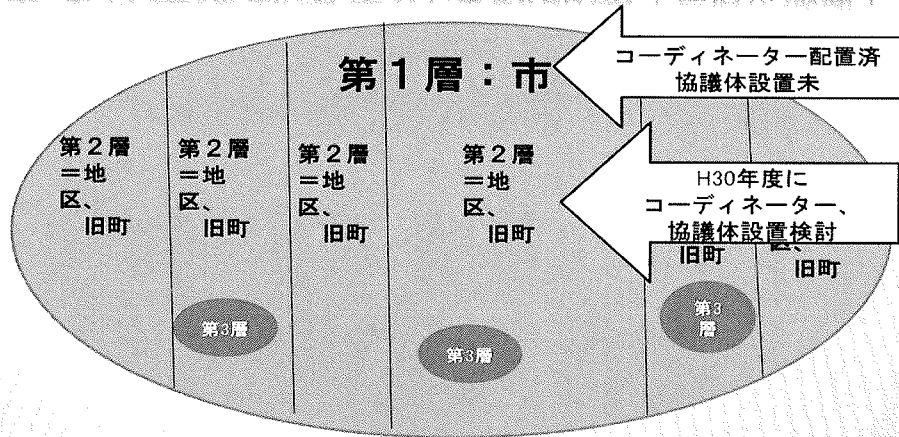
(5) 生活支援体制整備事業

ア 生活支援体制整備事業の今後の展開

ア 生活支援体制整備事業の今後の展開

平成30年度において、第2層(日常生活圏域)ごとに、生活支援コーディネーターと協議体を配置する。
 平成31年度以降は、第2層ごとに1つ以上の第3層の取組を実施する。

生活支援体制事業の活動範囲(島原広域圏)



	第1層		第2層		第3層 31年度以降
	生活支援コ ーディネーター	協議体	生活支援コ ーディネーター	協議体	
島原市	1	29年度設置			
有明			1	30年度設置	1以上
三会			1	30年度設置	1以上
杉谷			1	30年度設置	1以上
森岳			1	30年度設置	1以上
霊丘			1	30年度設置	1以上
白山			1	30年度設置	1以上
安中			1	30年度設置	1以上
雲仙市	1	29年度設置			
国見			1	30年度設置	1以上
瑞穂			1	30年度設置	1以上
吾妻			1	30年度設置	1以上
愛野			1	30年度設置	1以上
千々石			1	30年度設置	1以上
小浜			1	30年度設置	1以上
南串山			1	30年度設置	1以上
南島原市	1	29年度設置			
深江			1	30年度設置	1以上
布津			1	30年度設置	1以上
有家			1	30年度設置	1以上
西有家			1	30年度設置	1以上
北有馬			1	30年度設置	1以上
南有馬			1	30年度設置	1以上
口之津			1	30年度設置	1以上
加津佐			1	30年度設置	1以上

(兼務できる)

(6) 認知症総合支援事業

- ア 認知症初期集中支援推進事業の今後の展開
- イ 認知症地域支援・ケア向上事業の今後の展開

ア 認知症初期集中支援推進事業の今後の展開

平成30年度から、認知症初期集中支援チームを島原広域に1カ所設置する。

認知症初期集中支援チーム

○構成員・・・ 医師及び医療と介護の専門職3名によるチーム

○活動内容・・・ 認知症初期集中支援チームは、認知症の人やその家族にチーム員が早期に関わり、医療機関や必要なサービスに的確につなぐことにより、早期診断・早期対応に向けた取組みを行う。

イ 認知症地域支援・ケア向上事業の今後の展開

- ①認知症地域支援推進員を、島原広域及び各地域包括支援センターに配置する。
- ②認知症ケアパスの改定を行う
- ③認知症カフェを、構成市ごとに1～2ヶ所ずつ置く。

①認知症地域支援推進員の設置人数

	平成29年7月
島原市	3
雲仙市	1
南島原市	2
島原広域事務局	3

③認知症カフェの現状

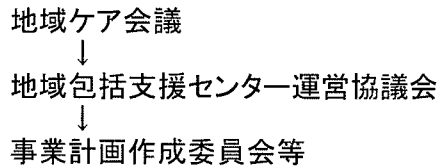
市域	日常生活圏域	受託事業所	場所	1回の平均来場者数
島原市	森岳	小規模多機能ホーム暖	小規模多機能ホーム暖	7
	霊丘	島原広域直営	喫茶ケルン	7
雲仙市	国見	雲仙市社会福祉協議会	国見町福祉センター	8
	小浜	小規模多機能ホームクベレ	小規模多機能ホームクベレ	8
南島原市	西有家	小規模多機能ホームきらら	小規模多機能ホームきらら	14

(7) 地域ケア会議推進事業

ア 地域ケア会議から上位会議へ提案するシステムについて

ア 地域ケア会議から上位会議へ提案するシステムについて

地域ケア会議において、上位会議で協議を必要とする議題等が生じた場合は、



の順に提言するシステムを作り、構成3市の地域ケア会議で活用を行う。

地域ケア会議から提案するための順序表

□ 協議事項
 □ 協議済のこと

- ① 地域ケア会議 「現状の課題」と「ケア会議の考える対応策、担当」を検討する

ケア会議名	ケア会議での検討結果			
	優先順位	現状課題	ケア会議の考える対応策	左の担当
〇〇市				
〇〇市				

- ② 各担当 担当により検討し、「担当の検討した対応策・時期」を回答する

ケア会議名	ケア会議での検討結果				左の要望を受けた担当の回答	
	優先順位	現状課題	ケア会議の考える対応策	左の担当	担当の検討した対応策・時期	回答者
〇〇市						
〇〇市						

- ③ 地域ケア会議 「ケア会議の検討結果」「左の要望を受けた担当の回答」をあわせて検討し、上位会議にあげる事項を優先順位をつけて作成する

ケア会議名	ケア会議での検討結果				左の要望を受けた担当の回答		地域包括支援センター運営協議会への提案	
	優先順位	現状課題	ケア会議の考える対応策	左の担当	担当の検討した対応策・時期	回答者	ケア会議の考える対応策	左の担当
〇〇市								
〇〇市								

- ④ 地域包括支援センター運営協議会 ③の要望を3市から集約し、提案することを検討する。

ケア会議名	ケア会議での検討結果				左の要望を受けた担当の回答		地域包括支援センター運営協議会への提案		事業計画作成委員会への提案	
	優先順位	現状課題	ケア会議の考える対応策	左の担当	担当の検討した対応策・時期	回答者	ケア会議の考える対応策	左の担当	運営協議会の考える対応策	左の担当
島原市										
島原市										
雲仙市										
雲仙市										
南島原市										
南島原市										

- ⑤ 事業計画作成委員会等

④から挙げられた提案について協議し、内容により次年度予算に反映するための指針とする。

ケア会議名	ケア会議での検討結果				左の要望を受けた担当の回答		地域ケア推進会議への提案		地域包括ケア推進協議会への提案		検討結果、指針 対応策協議結果
	優先順位	現状課題	ケア会議の考える対応策	左の担当	担当の検討した対応策・時期	回答者	ケア会議の考える対応策	左の担当	運営協議会の考える対応策	左の担当	
〇〇市											
△△市											
□□市											